

産業標準化法（JIS法）の施行について

令和元年7月24日

経済産業省 産業技術環境局
産業標準調査室
課長補佐 関野 武志

目次

1. 法改正の背景、標準化をめぐる環境の変化など
2. 工業標準化法改正のポイント
3. 産業標準化法施行に伴う運用について
～主としてJIS制定等関連部分～

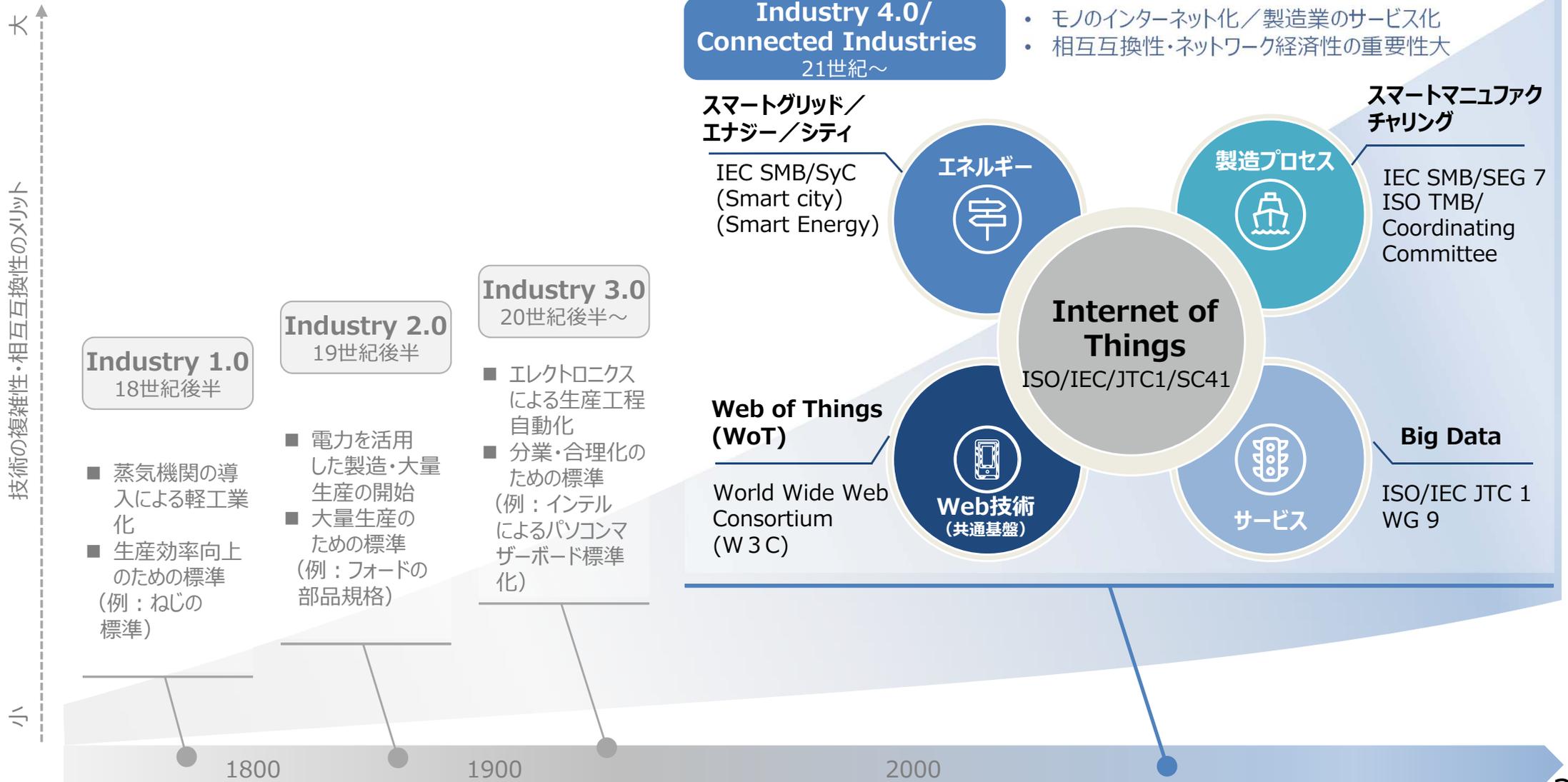
1. 法改正の背景

標準化をめぐる環境変化

第4次産業革命時代の鍵を握る国際標準化

- 様々なつながりによる新たな付加価値を創出する“Connected Industries”を実現する上で、あらゆるモノやサービスをつなぐための国際標準化が極めて重要になっている。

技術・産業の変遷と標準化の重要性



国際市場における標準化の位置づけの変化

- 第4次産業革命など新しい分野では、研究開発・知財、標準化、規制、認証の相互作用の重要性を踏まえた方策を立てることが不可欠となっている。

従来

- 研究開発・知財、標準化、規制引用、認証が段階的に推移

研究開発・知財

標準化

規制引用・認証

現在

- 研究開発・知財、標準化、規制引用、認証体制の整備が同時に進行

研究開発の上で並行的に
標準化を考慮する必要性が増大

規制と足並みをそろえた
標準化の重要性が増大

認証ビジネスの視点から
標準化への関与が増大

研究開発・知財

標準化

文書化された「規格」

規制引用

規制の技術「基準」

認証

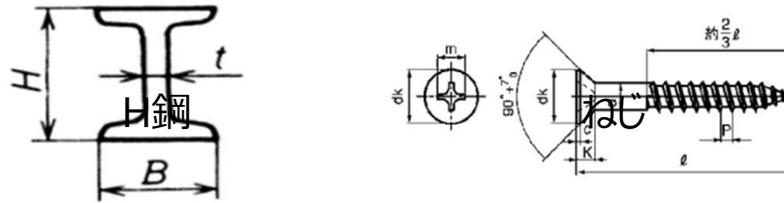
欧州では、規制の技術
基準を民間主導の標準
に委ねる傾向

国際標準化の対象分野の拡大、標準化競争の激化

- 標準化の対象分野が、モノからサービス・社会システム・環境などへ大きく拡大。

従来

製品の仕様や性能



現在

サービス等
への拡大

社会システム分野
への拡大

SDGs関連などの
分野への拡大

サービス・マネジメント分野



ロボットサービス

小口保冷配送

社会システム分野



自動走行システム

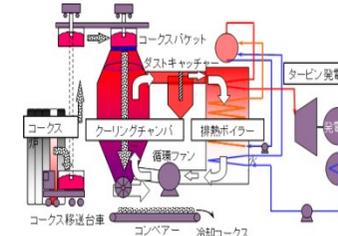
サイバーセキュリティ

SDGs・環境分野



サステナブルな投資

循環社会



製鉄所の省エネ



海洋プラスチック対策

出典：経済産業省 新たな基準認証の在り方について（一部改）
（写真はISO、EC、ヤマトホールディングスHP等より引用）

工業標準化法改正の背景（問題意識）

<工業標準化法>

- 鋳工業品の品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本工業規格（JIS）の制定とJISマーク表示制度の運用のための措置を定めた法律。
- 日本の標準化は、日本工業規格（JIS）の活用により、製造業の生産性向上及び国民生活の改善に貢献。標準化活動は、政府主導による、業界内の合意を前提とした活動との位置づけ。

<標準を取り巻く環境の変化>

- 
- 一方、欧米では、民間取引に必要な認証として標準が活用されてきたが、80年代以降は欧州の市場統合やWTO/TBT協定に伴い、国際市場を獲得する手段として標準を活用。
 - さらに近年では、サービス・マネジメント分野への標準化の対象の拡大に加え、第4次産業革命の進展に伴い業種横断的な標準化が進行。



グローバル市場における我が国企業や産業の競争力強化の観点から、環境変化に対応した制度設計が必要に。

2. 工業標準化法改正のポイント

工業標準化法改正の概要 (平成31年5月公布、令和元年7月1日施行)

① JISの対象拡大・名称変更

- 標準化の対象にデータ、サービス等を追加し、「日本工業規格(JIS)」を「日本産業規格(JIS)」に、法律名を「産業標準化法」に改める。

② JIS制定の民間主導による迅速化

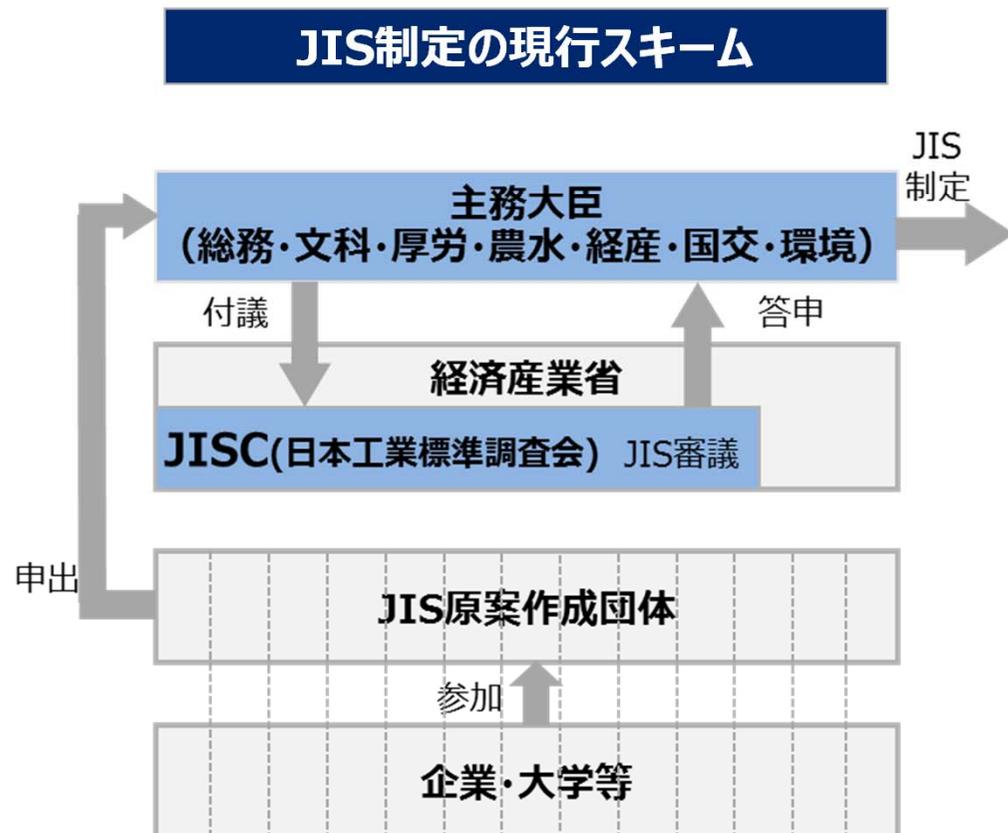
- 一定の要件を満たす民間機関からのJIS案について、調査会の審議を経ずに制定するスキームを追加する。

③ 罰則の強化

- 認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げる（現行は自然人と同額の上限100万円）。

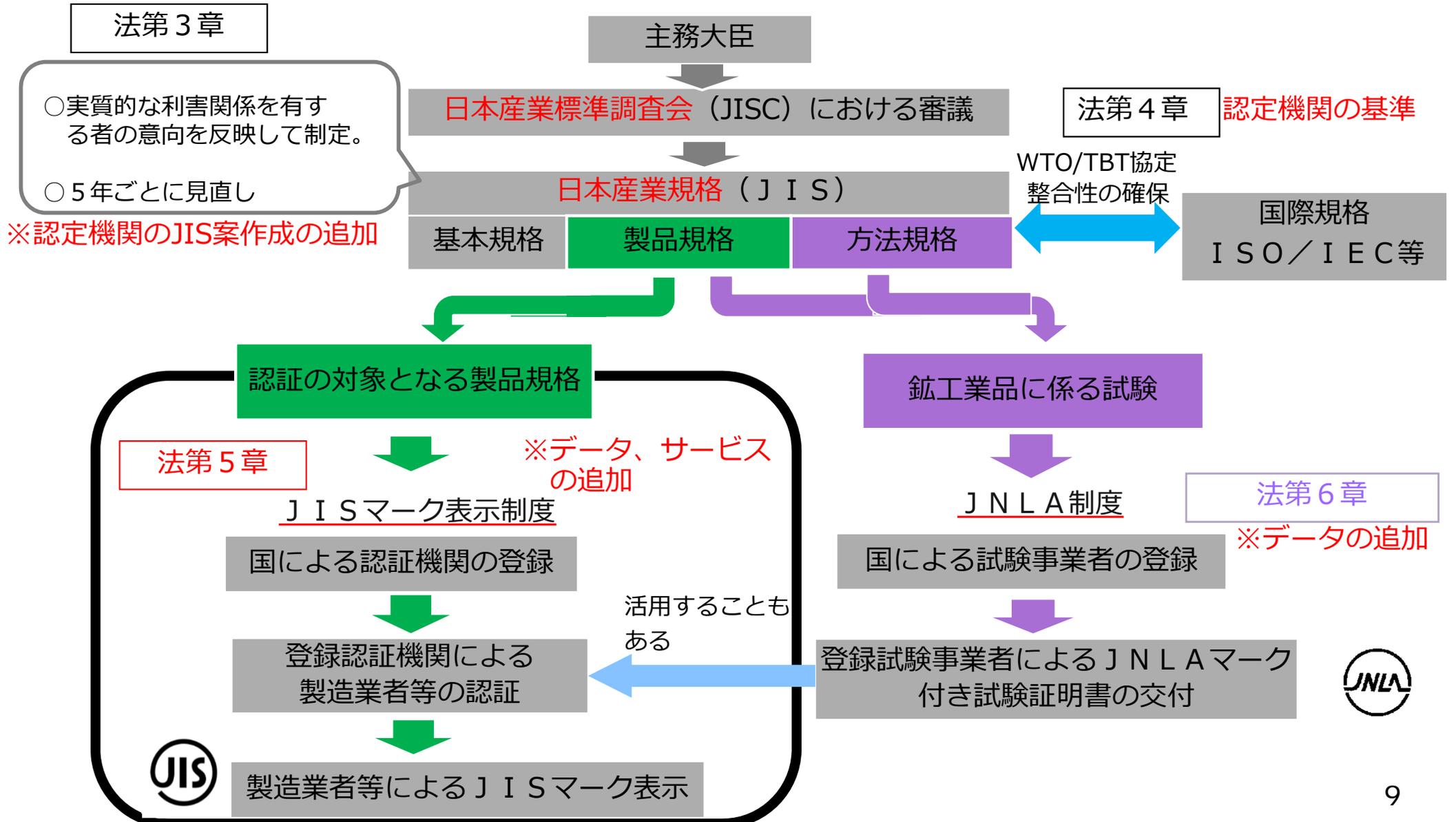
④ 国際標準化の促進

- 法目的に国際標準化の促進を追加する。
- 産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研・大学、事業者等の努力義務規定を整備する。



産業標準化法全体概要

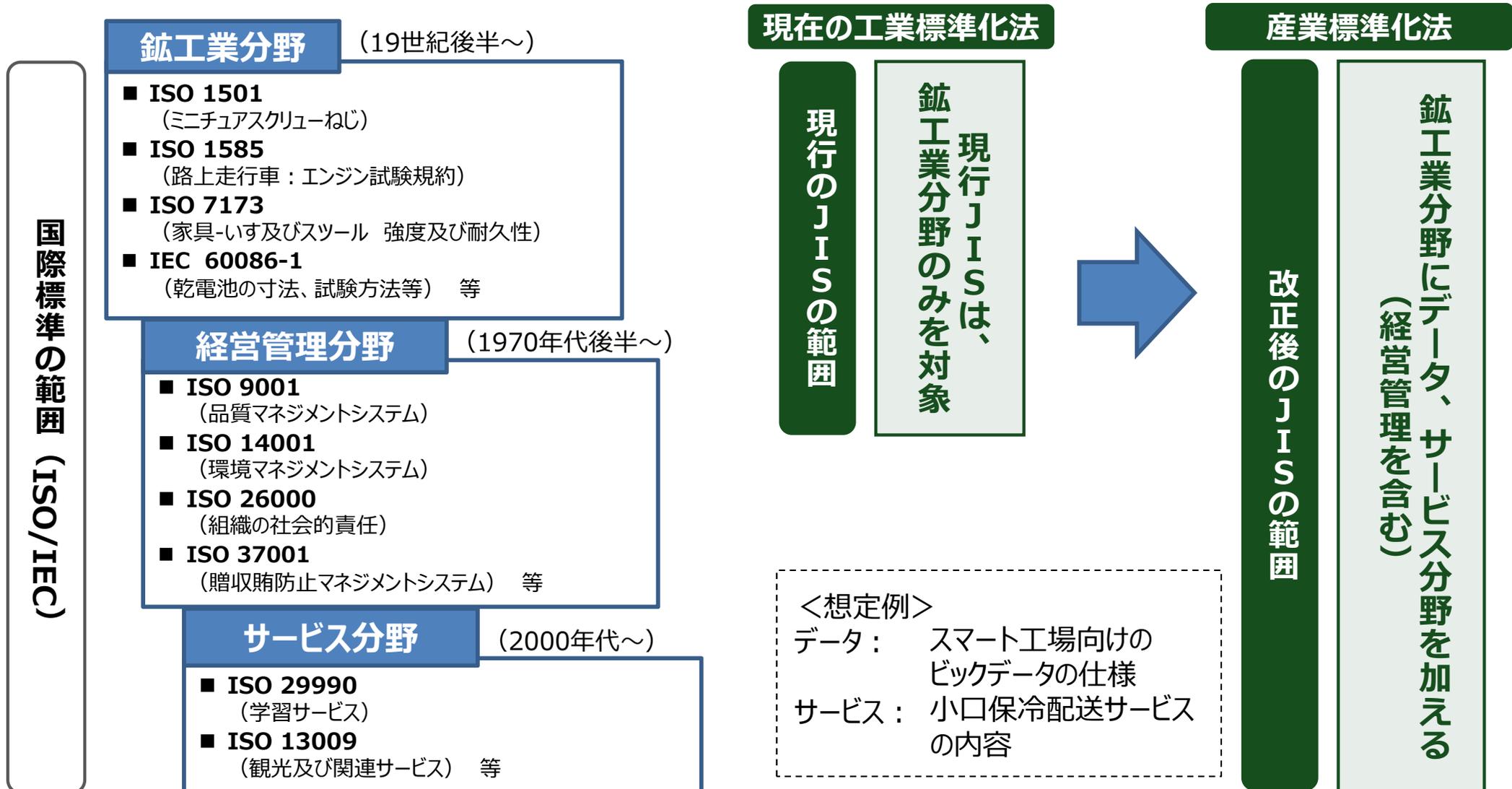
- 品質の改善、生産・使用又は消費の合理化などのため、JISの制定とその適合性評価（JISマーク表示制度、JNLA制度）の運用を定めた法律。



① JISの対象拡大・名称変更

- 国際標準の範囲に合わせ、JISの対象（JISマーク認証を含む。）にデータ、サービス分野を加える。それに伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、法律名を「産業標準化法」に改める。

※英語名称「JIS(Japanese Industrial Standard)」は継続。



※これに伴い主務大臣は、サービス業等の所管大臣まで拡大 10

JISの対象（法第2条）

- JISの対象は法第2条第1項各号に規定。1つのJISで複数の号を適用することも可能。

（定義）

第二条 この法律において「産業標準化」とは、次に掲げる事項を全国的に統一し、又は単純化することをいい、「産業標準」とは、産業標準化のための基準をいう。

- 一 鉱工業品（医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び農林物資（日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二条第一項に規定する農林物資をいう。第十号において同じ。）を除く。以下同じ。）の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度
- 二 鉱工業品の生産方法、設計方法、製図方法、使用方法若しくは原単位又は鉱工業品の生産に関する作業方法若しくは安全条件
- 三 鉱工業品の包装の種類、型式、形状、寸法、構造、性能若しくは等級又は包装方法
- 四 鉱工業品に関する試験、分析、鑑定、検査、検定又は測定の方法
- 五 鉱工業の技術に関する用語、略語、記号、符号、標準数又は単位
- 六 プログラムその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下単に「電磁的記録」という。）の種類、構造、品質、等級又は性能
- 七 電磁的記録の作成方法又は使用方法
- 八 電磁的記録に関する試験又は測定の方法
- 九 建築物その他構築物の設計、施行方法又は安全条件
- 十 役務（農林物資の販売その他の取扱いに係る役務を除く。以下同じ。）の種類、内容、品質又は等級
- 十一 役務の内容又は品質に関する調査又は評価の方法
- 十二 役務に関する用語、略語、記号、符号又は単位
- 十三 役務の提供に必要な能力
- 十四 事業者の経営管理の方法（日本農林規格等に関する法律第二条第二項第二号に規定する経営管理の方法を除く。）
- 十五 前各号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

主務大臣（法72条）

産業標準化法に基づく第72条第1項の主務大臣を定める政令

- JISは、法第2条第1項各号の定義に基づき、主務大臣が規定。
- JISの内容によっては、複数の主務大臣となることもある。

ポイント

- **鋳工業品**及び鋳工業の技術（法第2条第1～5号）（法第72条第3項）
鋳工業品の生産又は鋳工業の技術に係る鋳工業品の生産の事業を所管する大臣（経産、厚労、国交）
※一部例外有（ex.労働災害の防止に関する、安全度、検査の方法→厚労）
- 建築物（法第2条第9号）国交
※一部例外有（ex.学校施設→文科）
- **データ（電磁的記録）**（法第2条第6～8号）（法第72条第4項）
電磁的記録の作成の事業を所管する大臣（経産、厚労、国交）
- **サービス（役務）**（法第2条第10～13号）（法第72条第5項）
役務の提供の事業を所管する大臣（内閣総理大臣、総務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境）
- 経営管理（法第2条第14号）
 - ・経営管理の方法を用いることが見込まれる事業を所管する大臣
（内閣総理大臣、総務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境）
 - ・業種に普遍的な経営管理の方法（経産）

参考

主務大臣別JIS件数

■ 専管

・経済産業大臣	9,292件
・厚生労働大臣	372件
・国土交通大臣	635件
・文部科学大臣	1件

■ 2大臣共管

・経済産業大臣・厚生労働大臣	300件
・経済産業大臣・国土交通大臣	64件
・経済産業大臣・文部科学大臣	1件
・厚生労働大臣・国土交通大臣	1件

■ 3大臣共管

・経済産業大臣・厚生労働大臣・国土交通大臣	1件
-----------------------	----

2018年3月末時点

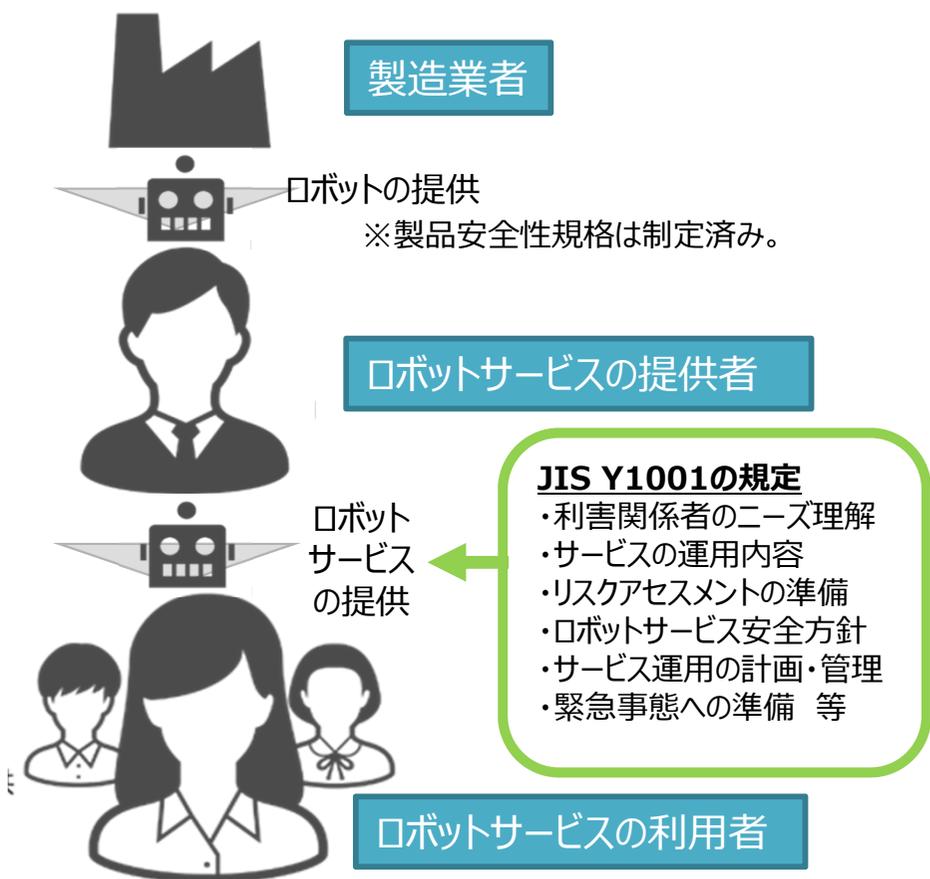
(参考) サービス分野における標準化

- サービスの安全・安心の確保や、粗悪な事業者との差別化に、標準をツールとして活用。

サービスロボットの安全な運用

ロボットを用いたサービスの普及に向け、サービス提供者と利用者のリスク評価や責任分岐点の調整等に関するガイドラインを制定。

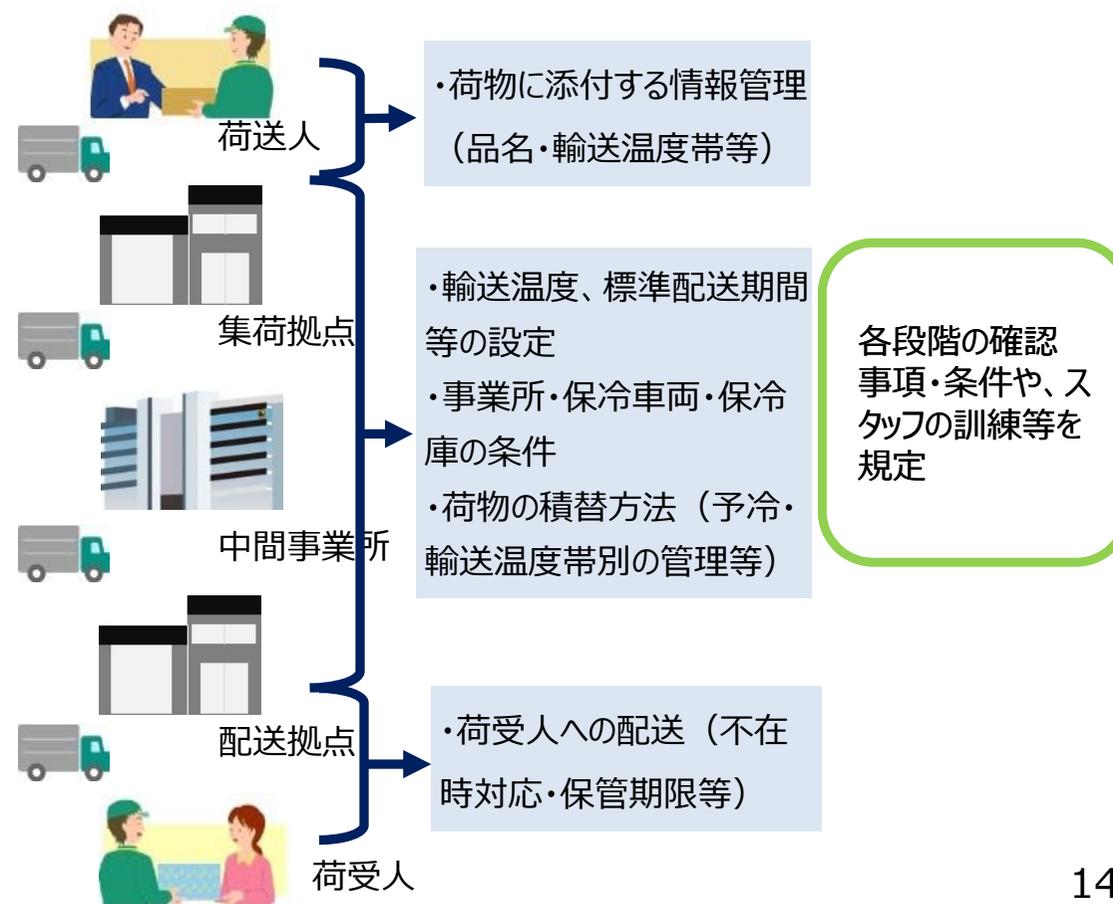
※7月1日付でJIS発効(5/20公示)。ISO提案予定



小口保冷配送サービス

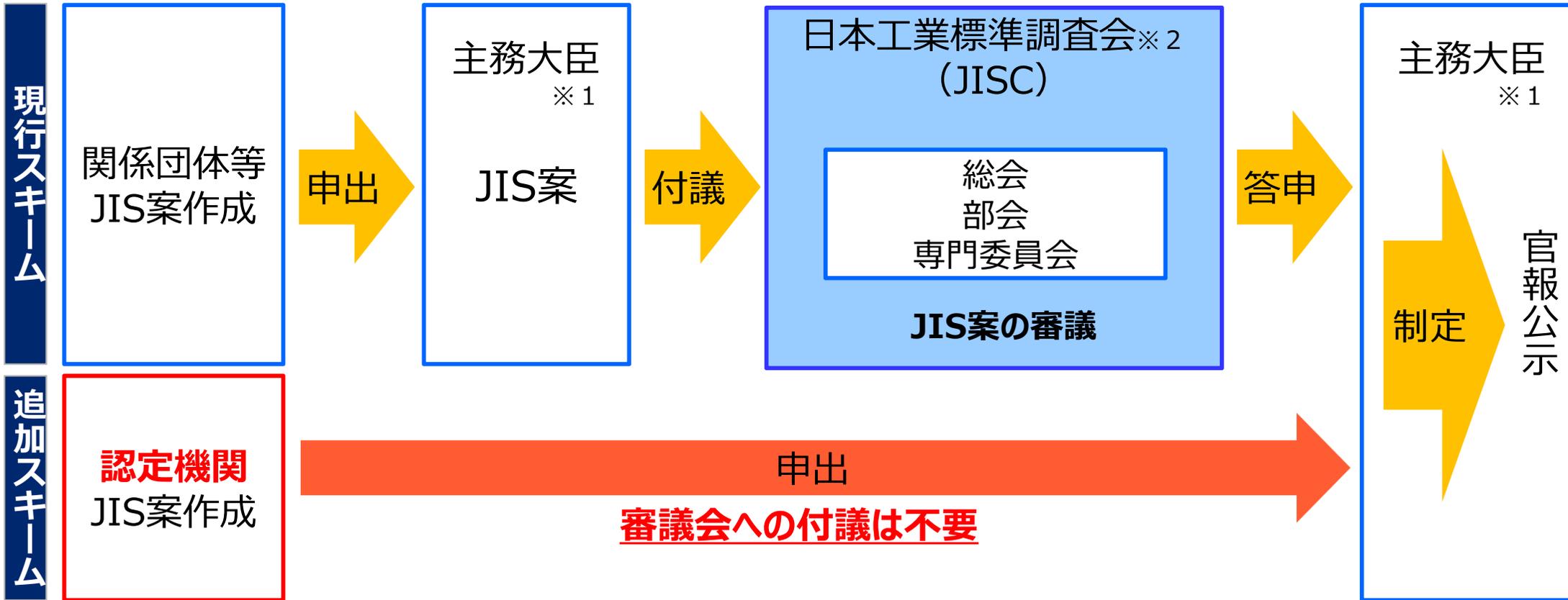
需要が急増するアジア地域において、低品質なサービスの提供が続くと、市場の形成と拡大に悪影響を及ぼす恐れ。このため、サービス品質を担保するためのツールとして国際標準を活用。

(現在、ISOで審議中)



② JIS制定の民間主導による迅速化

- 第四次産業革命に伴うイノベーションに対応するため、標準化の専門知識及び能力を有する民間機関からのJIS案について、調査会の審議を経ずに迅速に制定するスキームを追加。



現在の工業標準化法

現行JISは、大臣制定前に日本工業標準調査会の審議を経る必要がある

産業標準化法

一定の要件を満たす民間機関からのJIS案は調査会の審議を経ずに迅速に大臣が制定

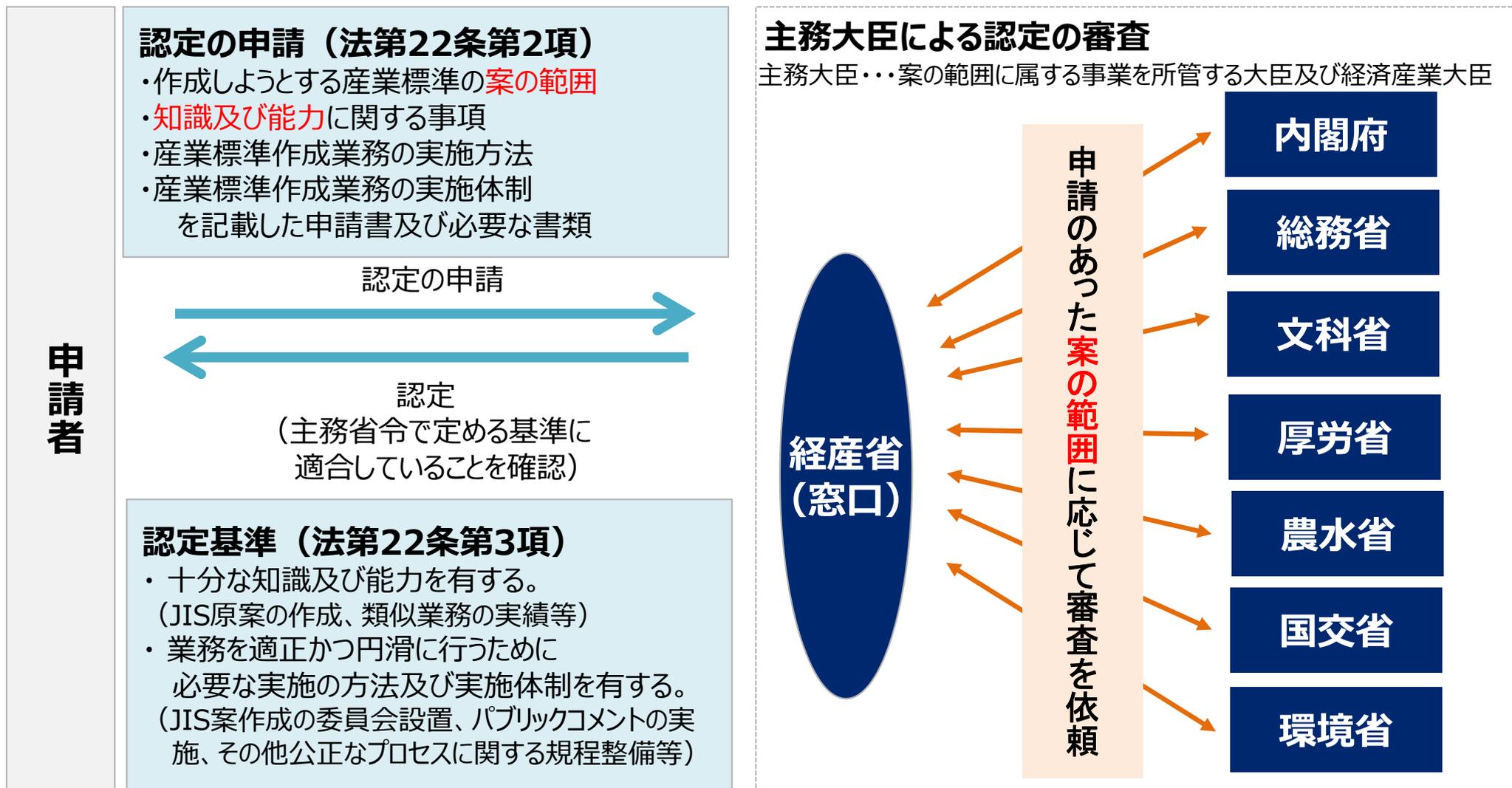
※JIS案の申出を受けてからすぐに制定することが可能になる

※1 現行法：総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省
改正法：内閣府、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省

※2 生産者・使用者・消費者などの全ての利害関係者で構成。
工業標準化法第3条に基づき、JISC事務局は経済産業省。

(参考) 認定機関の認定基準等

- 申請者は J I S 案の作成を予定する範囲を指定し、主務大臣に申請、主務大臣は認定基準に基づき審査し、認定。
- 認定の基準は、「産業標準化法に基づく認定機関認定産業標準作成機関に関する命令（認定機関命令）」に規定。→法令の規定の解説・基準を明確化等のためガイドラインを公表
(H31年3月8日)



③ 罰則の強化

- 国内素材メーカーの一連の品質データ不正事案の中で、JISマーク認証取消しが発生したことを踏まえ、JISマークを用いた企業間取引の信頼性確保のため、罰則を強化。

現行制度における罰則の概要

<罰則の対象>

- 認証を取得していない事業者が、JISマークを表示した場合
- 認証取得事業者が、報告徴収及び立入検査に基づく、主務大臣による表示の除去・抹消又は販売停止の命令に違反した場合 等

<罰則の水準>

- 行為者： 1年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 法人： **100万円以下の罰金**

【参考】

日本農林規格等に関する法律（JAS法） ※2018年4月施行

<罰則の対象>

- 認証を取得していない事業者が、格付又は適合の表示を行った場合
- 認証取得事業者が、農水大臣による、格付又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違反した場合 等

<罰則の水準>

- 行為者： 1年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 法人： **1億円以下の罰金（法人重科）**

現在の工業標準化法

法人に対する罰則の水準が
同様の罰則を持つ他法と比較して低い



産業標準化法

法人重科を導入し、上限1億円の罰金刑とする

※他法と同様の水準で抑止力を効かせることが可能になる

(参考) JISマーク表示制度の概要 (国内) と罰則の関係

- 登録認証機関は、基準に抵触すると判断した場合は、直ちに再審査のための現地調査を行い、是正措置、JISマークの表示の一時停止、認証の取消し等の措置を行う。

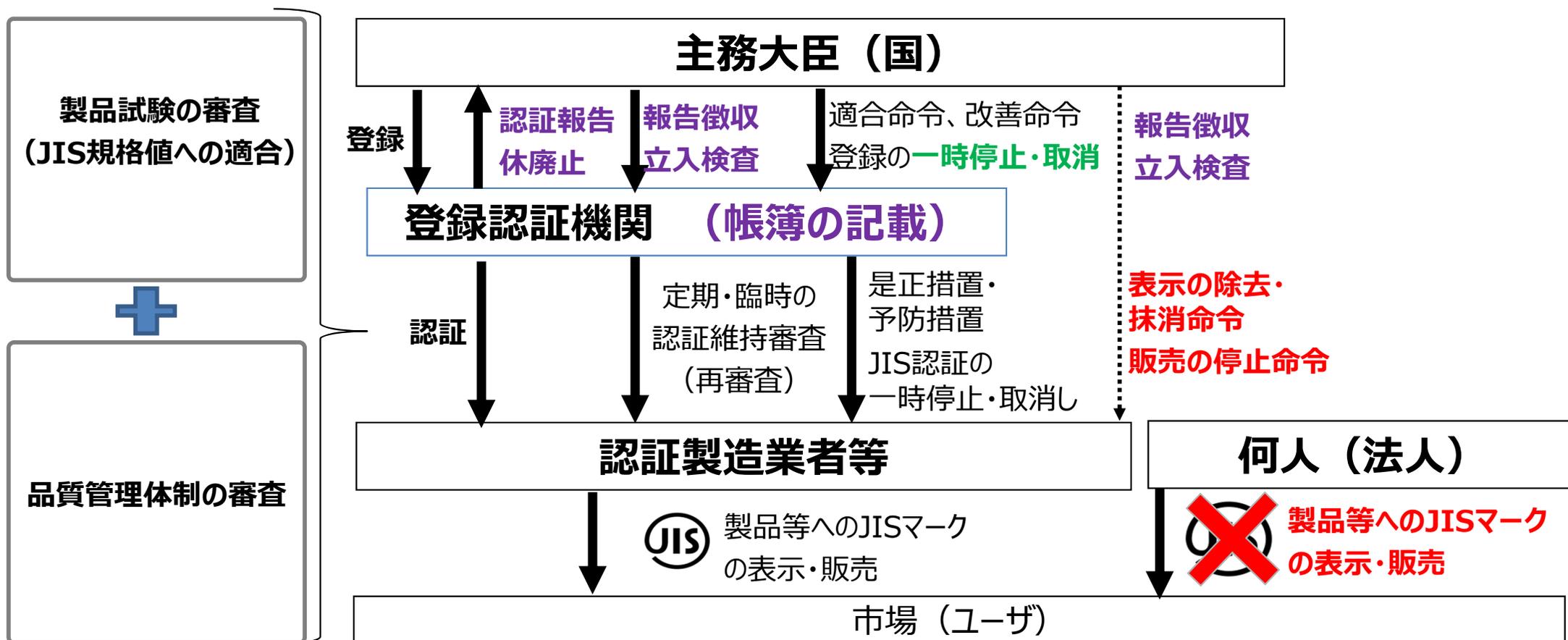
赤：1年以下の懲役又は100万円以下（法人1億円以下）

緑：1年以下の懲役又は100万円以下

紫：30万円以下

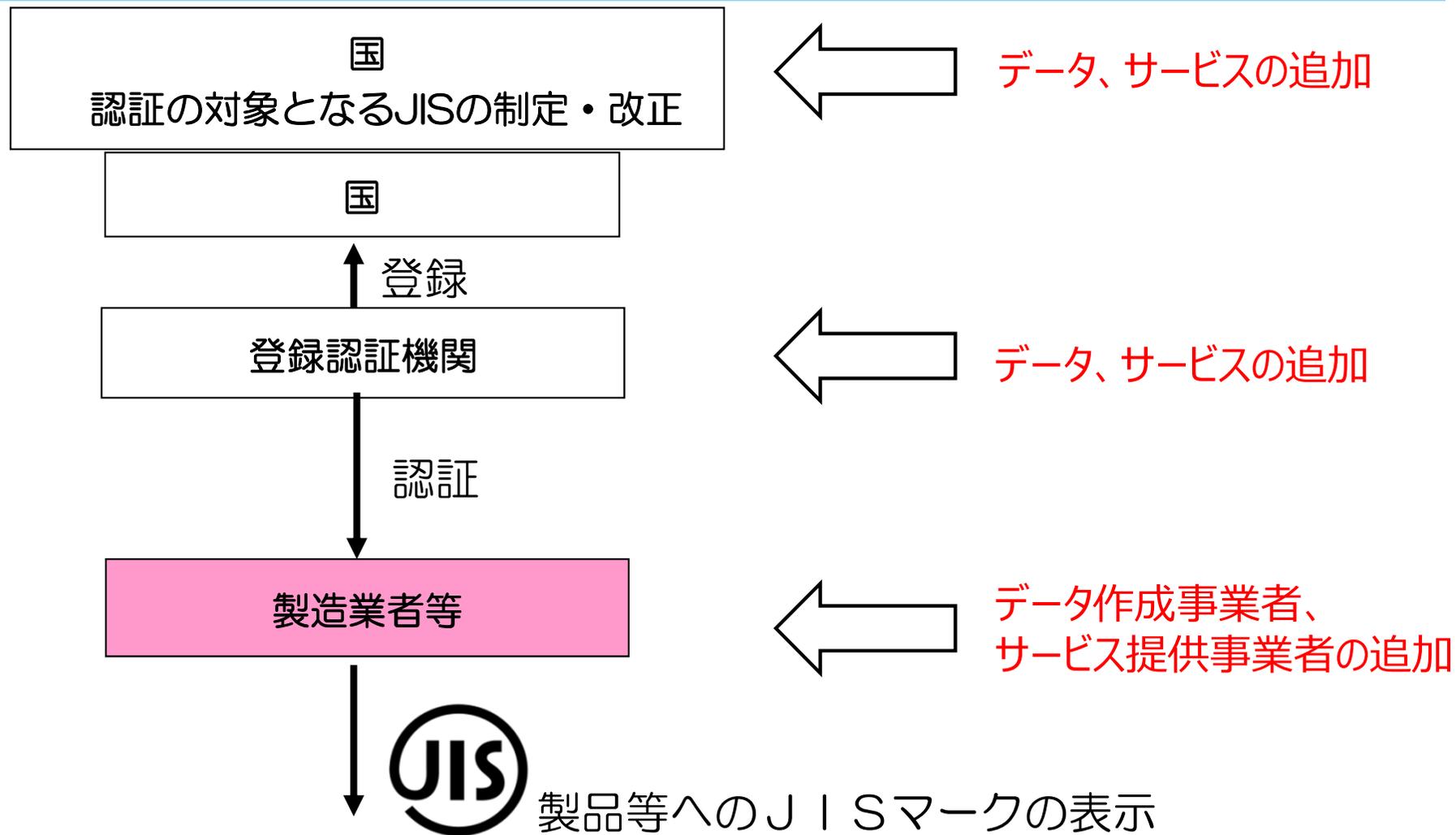
登録認証機関に対する過料20万円以下

- ・承継の届出をせず、又は虚偽の届出
- ・財務諸表等を備えない、虚偽、利害関係人からの請求の拒否



JISマーク表示制度の法改正のポイント

- 鉱工業品及びその加工技術の認証に関する内容の法改正は行わない。
→法改正に伴う再取得・再審査は必要無。JISマークの変更も無。
旧法下で製品等に表示されたJISマークも有効。
- JISマーク表示制度の対象として、データ及びサービスが追加。
→経営管理の方法は、対象外



JISマーク

○主務省令で定める方式による特別な表示（認証省令第1条）



【鋳工業品（製造、輸入、販売、外国製造、外国輸出）業者】

※法第30条第1項

【電磁的記録（作成事業者、販売業者、記録媒体の輸入・販売業者、外国作成事業者、外国記録媒体輸出業者）】

※法第32条第1項

→JISマークの隣接した箇所に「Software」の文字

【役務（提供事業者、外国役務提供事業者）】

※法第33条第1項

→JISマークの隣接した箇所に「Service」の文字



【加工技術（加工、外国加工）業者】

※法第31条第1項



○鋳工業品の種類、形状、寸法、構造、品質、等級、性能、耐久度又は安全度のみ

○電磁的記録の種類、構造、品質又は等級のみ

○役務の種類、内容、品質、等級又は提供に必要な能力のみ

について定めた日本産業規格に対応するもので、主務大臣が告示で定める（現在設定なし）

④ 国際標準化の促進

- 法目的に国際標準化の促進を追加し、産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研、大学及び事業者の努力義務規定を整備。

法目的の追加（第一条）

第一条 この法律は、適正かつ合理的な産業標準の制定及び普及により産業標準化を促進すること並びに国際標準の制定への協力により国際標準化を促進することによつて、鉱工業品等の品質の改善、生産能率の増進その他生産等の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

努力義務規定の追加（第七十条）

国は、産業標準の制定及び普及、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力並びに産業標準化及び国際標準化に関する業務に従事する者への支援を通じて、産業標準化及び国際標準化の促進に努めるものとする。

国立研究開発法人及び大学は、民間事業者と連携しつつ、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

事業者は、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

国、国立研究開発法人、大学、事業者その他の関係者は、産業標準化又は国際標準化に関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

⑤ 施行日及び関連法令の整備状況

- 全面施行は、令和元年7月1日。関連政省令等は整備を完了

施行日

■ 平成30年5月30日
・改正JIS法公布

認定機関制度：

拡大分野のJIS制定：

■ 平成30年11月29日
・準備行為施行

認定機関の申請と認定

JIS化手続き（制定・公示）

■ 令和元年7月1日
・全面施行

新法に基づく業務開始

新法に基づくJISの制定・公示

罰則強化

経過措置（※）

関連法令等の整備状況

- 平成30年9月12日 施行日政令等3政令の公布
対象範囲が拡大されたJISの主務大臣の規定や認定機関の有効期間を3年にするなど
- 平成30年11月14日 準備行為の施行日に向けた関連命令・告示6件の公布等の整備
・対象範囲が拡大されたJIS制定等の手続き、認定機関の基準等
- 令和元年6月28日 手数料令等の公布
・登録認証機関の手数料及び整理令（工業標準化法、日本工業規格を引用している政令改正）
- 令和元年7月1日 全面施行
JISマーク省令・命令及び関連告示の公布、**整備省令・告示等の公布**
認定機関の業務の開始、対象範囲を拡大したJISの公示、罰則の強化など

（※）旧JIS法に基づき任命されたJISC委員、制定されたJIS、JISマーク認証等は新法に基づくものとみなす。

3. 産業標準化法施行に伴う運用について ～主としてJISの制定等関連部分～

① 日本工業規格から日本産業規格への改正（その1）

- 施行日（令和元年7月1日）以前に申出されたJIS原案は、改めて申出を行うことなく、施行日以降に「日本産業規格」として制定・改正される（附則第9条）。
- 施行日に制定されている工業標準は、産業標準とみなされる（附則第4条）。
→これを明らかにするためにJISCホームページに公開されているJISのヘッダーにその旨明記

○不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）（附則抜粋）
（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第9条 附則第3条から第5条まで、第7条及び前条に規定するもののほか、施行日前に旧標準化法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、新標準化法（これに基づく命令を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（日本工業規格に関する経過措置）

第4条 この法律の施行の際現に旧標準化法第11条の規定により制定されている工業標準は、新標準化法第11条の規定により制定された産業標準とみなす。

○JISCホームページに公表されているJISのヘッダーの文言

2019年7月1日の法改正により名称が変わりました。まえがきを除き、本規格中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に読み替えてください。

① 日本工業規格から日本産業規格への改正（その2）

- 令和2年度以降の5年見直しの確認時の対応
確認を行う際、規格中の「日本工業規格」の用語を「日本産業規格」に改めることとし、規格票のまえがきに文言を改めた趣旨を追記する。

○ 令和2年度以降の5年見直しの対応

用紙の大きさA4などを規定したJIS P0138（紙加工仕上寸法）などのように「改正」を行わないことに意義のあるJISも多く、ヘッダーに記載した文言が恒久的に残ることが見込まれる。



令和2年度以降に「確認」の手続きを行う際、規格中の「日本工業規格」の用語を「日本産業規格」に改め、まえがきに次の文言を追記。

また、令和〇年〇月〇日^{注1)}、産業標準化法第17条（又は第18条）の規定に基づく確認公示に際し、産業標準化法の用語にあわせ、規格中「日本工業規格」を「日本産業規格」^{注2)}に改めた。

注1) 確認公示年月日を入れる。

注2) 「工業標準化法」、「日本工業標準調査会」等の法改正に伴う改正される用語が用いられていれば追加。

②JIS原案作成等に関する規定類等の改正（その1）

- 規格案審議ガイドライン、著作権の取扱い方針等を改正し、7月1日から施行
→法改正に伴う用語の改正、認定機関の追加が中心。

○改正した主な規定類等

1. 産業標準案等審議・審査ガイドライン・・・JISとしての妥当性、原案作成委員会等JISCでの審議を定めた規定

（主な改正点）

- ・認定機関によるJIS案申出に関する主務大臣の審査を追加（JISC審議と内容は同じ）
- ・原案作成委員会の構成に関し、電磁的記録及び役務の取り扱いを追加
※生産者→電磁的記録の作成事業者又は役務の提供事業者

2. 日本産業規格等に関する著作権の取扱い方針について・・・JISの申出に際して、明らかにすべき事項及び手続きについて規定

（主な改正点）

- ・認定機関がJIS案の申出を行う場合、著作権者は認定機関となる旨等について追加規定

3. 日本産業標準調査会運営規程・・・JISCの運営について規定

（主な改正点）

- ・所掌に①国際標準化に必要な事項②認定機関が作成するJIS案を含む産業標準全体の統一に必要な事項を追加
- ・認定機関が申出したJIS案に関し、制定等の却下、修正等条件付制定等の審議を行うことができる旨規定。

②JIS原案作成等に関する規定類等の改正（その2）

- 特許権に関しては、国際共通パテントポリシーの改正を踏まえ、声明書の内容を一部改正。

4. 特許権を含むJISの制定等に関する手続き・・・特許権等を含むJISを制定する場合の取扱いについて規定

※特許権等・・・当該JISを実施する上で使用される特許権及び特許法第64条に基づく出願公開後の特許出願並びに実用新案権

(主な改正点)

- ・ITU-T/ITU-R/ISO/IEC共通パテントポリシーの改正に伴い、JIS原案の申出の際、提出する声明書において特許権等に移転する場合、将来的な全ての権利承継者を拘束する旨改正。
→権利承継者との間の移転書類において、上記を実現するための規定を声明書に含め、特許権者が声明書で表明

(改正後の声明書該当部分抜粋)

5. 特許権等に移転する際の取扱い

当社は、2. 該当する特許権等の扱いが、上記1. の日本産業規格を使用する上で実施される当社の特許権等に移転する場合において、将来的な全ての権利承継者を拘束するものであると解し、2. (1) 又は(2)を選択した場合であって、該当する特許権等に移転する場合は、以下の措置を行う。

- (1) 当社からの権利承継者が、当該特許権等に係る声明書に拘束されることを確実にするための規定を、当該権利承継者との間の移転書類の中に含める。
- (2) 将来、当該特許権等の更なる移転が起きた場合にも、将来的な全ての権利承継者が声明書に拘束されることを確実にする観点から、当社からの権利承継者との移転書類においてそれを実現するための適切な規定を併せて含める。

整理令等の公布

- 「工業標準化法」、「日本工業規格」等の用語は、法令（法律、政令、省令、告示）に多数引用。とりわけ、日本工業規格は、法第69条（JISの尊重規定）により膨大な数が引用
→整理政令、整理省令等として施行日までに改正を実施

（日本産業規格の尊重）

第69条 **国及び地方公共団体**は、鋳工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買い入れる鋳工業品に関する仕様を定めるときその他事務を処理するに当たつて**第2条第1項各号に掲げる事項に関し一定の基準を定めるときは、日本産業規格を尊重**してこれをしなければならない。



規制改革・グローバル化の進展等もあり、各種法令・政府調達に、国際統合化したJISの引用が進展

平成13年3月 規制改革・民間開放推進3か年計画※（閣議決定）

～基準認証等分野の基本方針～

基準・規格及び検査・検定（以下「基準認証等」という。）は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。・・・**基準の国際統合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する。**

～個別措置事項～

関係府省が連携して**可能な限りJIS規格と技術基準、政府調達の調達基準等との統合化を図る。**

※平成14年3月改定、平成15年3月再改定

JISの法令への引用状況①近年の推移

(回数)

引用元の法律名	2018年 3月	2015年 3月	2012年 3月	2009年 11月	2006年 3月	2004年 11月
医薬品医療機器等法 (旧薬事法)	<u>1,349</u>	1,219	1,088	751	693	<u>207</u>
消防法	<u>647</u>	652	588	580	517	<u>511</u>
建築基準法	<u>613</u>	589	584	604	495	<u>485</u>
労働安全衛生法	455	446	446	446	441	441
計量法	<u>422</u>	306	174	97	67	<u>20</u>
核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律	250	244	277	276	272	272

※回数は、合計延べ数。告示レベルまで

注) 用紙の大きさ、X部門（光ディスク、文字コード、市町村コード等を除く。）

JISの法令への引用状況② 全体概要

2018年10月現在

	JIS引用本数	JIS引用回数	引用されているJISの数
政令・勅令	20	452	57
府令・省令	213	3,766	202
告示	37	2,700	864
合計	270	6,918	

※回数は、合計延べ数

注) 用紙の大きさ、X部門（光ディスク、文字コード、市町村コード等を除く。）

出典：現行法規総覧

(参考) 日本産業規格 (JIS) の法令での引用例 (その1)

1. 申請等の用紙の大きさ、提出フォーマットなど

○戸籍法施行規則 (昭和22年司法省第94号)

第1条 戸籍用紙は、**日本産業規格B列4番**の丈夫な用紙を用い、付録第一号様式によってこれを調整しなければならない。但し、美濃判の丈夫な用紙を用いることを妨げない。

第79条の4 戸籍法第46条第2項の規定による前条第一項の情報の閲覧は、**日本産業規格A列3番**の用紙に出力したものを閲覧する方法により行う。

○火薬類取締法施行規則 (昭和25年通商産業省令第88号)

(製造営業の許可申請)

第2条 法第3条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第1の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、・・・に提出しなければならない。(以下略)

様式第1 (第2条関係)

.....

備考 この用紙の大きさは、**日本産業規格A 4**とすること。

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 (昭和54通商産業省令第74号)

(光ディスクによる手続)

第101条 第35条の計画書、・・・(略)・・・及び第90条の報告書の提出については、当該計画書及び報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第42の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

(光ディスクの構造)

第102条 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 **日本産業規格X0606及びX6282又はX0606及びX6283に適合する直径120mmの光ディスク**
- 二 **日本産業規格X0609又はX0611及びX6248又はX6249に適合する直径120mmの光ディスク**

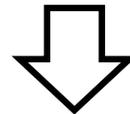
(参考) 日本産業規格 (JIS) の法令での引用例 (その2)

2. 品質がJISに適合することを要求している例 (JISの要求事項全てを引用)

- 建築基準法 (昭和25年法律第201号)
(建築材料の品質)

第37条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの (以下この条において「指定建築材料」という。) は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する**日本産業規格**又は日本農林規格に**適合するもの**。
- 二 (略)



具体的材料ごとに告示でJISを規定

- 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件 (平成12年建設省告示第1446号)

第2 法第37条第1号の**日本産業規格**又は日本農林規格は、別表第1 (い) 欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表 (ろ) 欄に掲げるものとする。

別表第1 (法第37条第1号の日本産業規格)

(い)	(ろ)
(略)	
第1第7号に掲げる建築材料	JIS A5308 (レディーミクストコンクリート) -2019
(略)	

(参考) 日本産業規格 (JIS) の法令での引用例 (その3)

2. 品質がJISに適合することを要求している例 (JISの要求事項全てを引用している例)

○ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示(平成12年通商産業省告示第355号)

(ガス栓の規格)

第7条 省令第45条第1号に定めるガス出口側の形状及び規格は、次に掲げるとおり。

一 ガス出口側の形状が、ゴム管口(ゴム管を直接接続するためのものをいう。以下同じ。)又は迅速継手のものは、その形状が**日本産業規格JIS S2120(2019)「ガス栓」に適合するもの**であること。

(注) 令和元年7月1日に1998年版から改正

二 ガス栓のガス出口側の形状がねじ接合により接続するものは、そのねじが**日本産業規格JISB0203(1999)「管用テーパねじ」に適合するもの**であること。

(JISの箇条を引用している例)

○揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則 (昭和52年通商産業省令第24号) (JISの箇条等を引用)

(標準揮発油の基準)

第20条 法第17条の6第1項の標準揮発油の基準として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 **日本産業規格K2202号(自動車ガソリン)**の表1で定める1号に適合する揮発油(以下「標準揮発油1号」という。)であること。

二 **日本工業規格K2202号(自動車ガソリン)**の表1で定める1号(E)に適合する揮発油(以下「標準揮発油1号(E)」という。)

三 **日本工業規格K2202号(自動車ガソリン)**の表1で定める2号に適合する揮発油(以下「標準揮発油2号」という。)であること。

四 **日本工業規格K2202号(自動車ガソリン)**の表1で定める2号(E)に適合する揮発油(以下「標準揮発油2号(E)」という。)であること。

（参考）日本産業規格（JIS）の法令での引用例（その4）

2. 品質がJISに適合することを要求している例（JISの要求事項を引用し、JISマーク表示制度を活用）

○消防法（昭和23年法律第186号）

第8条の3 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防火対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）は、政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならない。

③ 何人も、防火対象物品又はその材料に、前項の規定により表示を付する場合及び**産業標準化法（昭和24年法律第185号）**その他政令で定める法律の規定により防火対象物品又はその材料の防火性能に関する表示で総務省令で定めるもの（…（略）…）を付する場合を除くほか、前項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

○消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

（防火表示等）

第4条の4 法第8条の3第2項の規定により防火物品に付する防火性能を有するものである旨の表示（以下この条及び次条において「防火表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付することができる。

一～三 （略）

2～7 （略）

8 法第8条の3第3項の指定表示は、防火性能を有する旨の表示で、同条第1項に規定する防火性能の基準と同等以上の防火性能を有する防火対象物品又はその材料に付される表示として消防庁長官が指定したものとする。

○消防法施行規則第4条の4第8項の指定表示の指定（平成28年消防庁告示第20号）

一 **日本産業規格**（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）**L4404に適合する織りじゅうたん**であって防火対象物品の材料に使用されるものに付される**同法第30条第1項の表示**（日本産業規格L4404の難燃性の表示がされたものに限る。）

二 **日本産業規格L4405に適合するタフテッドカーペット**であって防火対象物品の材料に使用されるものに付される**産業標準化法第30条第1項の表示**（日本産業規格4405の難燃性の表示がされたものに限る。）

三 **日本産業規格L4406に適合するタイルカーペット**であって防火対象物品の材料に使用されるものに付される**産業標準化法第30条第1項の表示**（日本工業規格L4406の難燃性の表示がされたものに限る。）

四 **日本産業規格A5705に適合するビニル系床材**（置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイルに限る。）であって防火対象物品の材料に使用されるものに付される**産業標準化法第30条第1項の表示**

(参考) 日本産業規格 (JIS) の法令での引用例 (その5)

3. 技術基準を全てJISとしている例

○特定計量器検定検査規則 (昭和5年通商産業省令第70号)

第6章 水道メーター

第1節 検定

第1款 構造に係る技術上の基準

第1目 表記事項

(表記)

第303条 水道メーターの表記事項は、日本産業規格 B 8570-2 (2013) による。

第2目 性能

(性能)

第305条 水道メーターの性能は、日本産業規格 B 8570-2 (2013) による。

第2款 検定公差

(検定公差)

第325条 水道メーターの検定公差は、日本産業規格 B 8570-2 (2013) による。

第3款 検定方法

第1目 構造検定の方法

(構造検定の方法)

第326条 水道メーターの構造検定の方法は、日本産業規格 B 8570-2 (2013) による。

第2目 器差検定の方法

(器差検定の方法)

第333条 水道メーターの器差検定の方法は、日本産業規格 B 8570-2 (2013) による。

第2節 使用中検査

第1款 性能に係る技術上の基準

(性能に係る技術上の基準)

第335条 水道メーターの性能に係る技術上の基準は、日本産業規格 B 8570-2 (2013) による。

第2款 使用公差

(使用公差)

第336条 水道メーターの使用公差は、日本産業規格 B 8570-2 (2013) による。

(参考) 日本産業規格 (JIS) の法令での引用例 (その6)

4. 性能が一定水準以上であることを要求している例

- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 (昭和54通商産業省令第74号)
(特定エネルギー消費機器の適用除外)

第92条

26 令第18条第28号の経済産業省令で定める照明器具は、次に掲げるものとする。

一～八 (略)

九 **JISZ8726(1990)に規定する平均演色評価数が90以上**の蛍光ランプ又はエル・イー・ディー・ランプ

十～十三 (略) (容器)

- 毒物及び劇物取締法施行令 (昭和30年政令第261号)

第40条の2 四アルキル鉛を含有する製剤 (自動車燃料用アンチノック剤を除く。) を運搬する場合には、その容器は、産業標準化法に基づく**日本産業規格Z1601号 (鋼製ドラム缶) 第一種に適合するドラム缶又はこれと同等以上の強度を有するドラム缶**でなければならない。

5. 試験方法に引用している例

- 工業用水道事業法施行令 (昭和33年政令第291号)
(水質の測定法)

第一条 工業用水道事業法 (以下「法」という。) 第十九条の規定による水質の測定は、毎日 (工業用水の供給をしない日を除く。) 一回、一定の時間に、次の各号に掲げる事項について**日本産業規格K0101 (工業用水試験方法)**により行うものとする。

- 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則 (昭和52年通商産業省令第24号)
(揮発油の蒸留性状の試験方法)

第1条の3 法第2条第2項の経済産業省令で定まる蒸留性状の試験方法は、産業標準化法 (昭和24年法律第185号) に基づく日本産業規格 (以下「**日本産業規格**」という。) **K2254 (石油製品 - 蒸留試験方法)** の常圧**法蒸留試験方法で定める試験方法**とする。

(参考) 日本産業規格 (JIS) の法令での引用例 (その7)

6. 部品や構造に引用している例

○労働安全衛生規則 (昭和47年労働省令第32号)

(鋼管足場に使用する鋼管等)

第560条 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、令別表第8第1号から第3号までに掲げる部材に係るもの以外のものについては、日本産業規格 A 8951 (鋼管足場) に定める単管足場用鋼管の規格 (以下「単管足場用鋼管規格」という。) 又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

○金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令 (昭和40年自治省令第3号)

(材料)

第7条 避難はしごの部品で次の各号の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ当該下欄に掲げるもの又はこれと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものでなければならない。

一 固定はしご及び立てかけはしごに用いる材料

部品名	材料
縦棒	<u>J I S</u> (産業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号) 第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。) <u>G 3 1 0 1 (一般構造用圧延鋼材)</u> <u>J I S G 3 4 4 4 (一般構造用炭素鋼鋼管)</u> <u>J I S H 4 1 0 0 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)</u>
横棧	
補強材	
支え材	

グリーン調達におけるJISの活用事例

○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定）

→国及び独立行政法人等が環境負荷低減に資する調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項

□ JIS全体を活用するケース

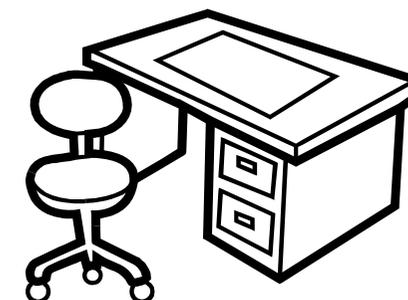
- OA機器：一次電池
- 公共工事：高炉セメント（B種、C種）、透水性コンクリート、エコセメント、高日射反射率塗料
- 役務：自動車専用タイヤ更生



例) JIS C8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。
JIS K6329（更生タイヤ）に適合する更生タイヤは、判断の基準①を満たす。

□ JISの一部を活用するケース

- オフィス家具等：机、いす、棚、収納什器（棚以外）
- インテリア・寝装寝具：ベッドフレーム
- 公共工事：パーティクルボード、繊維板
- 設備：節水機器



例) JIS B2061で規定される「節水コマ機能を有した給水栓」に適合する節水機器は、判断の基準<個別事項>①を満たす。

ご聴講ありがとうございました。

経済産業省の支援メニューに関するお問い合わせ：

日本産業標準調査会事務局メールアドレス：jisc@meti.go.jp

日本産業標準調査会ホームページアドレス：
<https://www.jisc.go.jp/>

経済産業省～「標準化・認証」の紹介ページ

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/index.html>

経済産業省～「**JIS法改正（産業標準化法）**」の紹介ページ

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/jis.html>